

三木市記者発表資料 (令和5年8月8日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
選挙管理委員会	書記長 五百蔵一也 (内線 3230)	—	0794-82-2000 (内線 3230)

タイトル
<p style="text-align: center;"><b>三木市議会議員選挙における当選の効力に関する 異議の申出に対する決定について</b></p>
内容
<p>令和5年4月23日執行の三木市議会議員選挙の当選の効力に関する異議の申出2件(いずれも同月26日付け)について、三木市選挙管理委員会は次のとおり決定したので、その概要をお知らせします。</p> <p><b>【おぎはら吉江氏の当選の効力に関する異議の申出に対する決定】</b></p> <p>1 <b>決定内容</b> 本件異議申出を棄却する。</p> <p>2 <b>決定日</b> 令和5年8月4日</p> <p>3 <b>異議申出人</b> 三木市大村648番地 栗田光雄</p> <p>4 <b>異議申出の趣旨</b> 令和5年4月23日執行の三木市議会議員選挙の当選人であるおぎはら吉江(以下「当選人」という。)は、当該選挙の被選挙人の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」とは言えないため、当選人の当選を無効とする決定を求める。</p> <p>5 <b>当選人の主張</b> 令和4年11月15日に現住所地である三木市大村の集合住宅を賃借し、11月中旬から12月中旬までの間に家財道具等を搬入した。異議申出の対象となっている令和5年1月23日から同年4月23日の間については、毎日、現住所地において寝起きしていた。</p> <p>6 <b>決定の理由</b> 本委員会は、当選人に対し、令和5年1月23日から同年4月23日の間における現住所地での居住実態を証する書類の提出を求めるとともに、当選人による意見陳述を実施した。 その結果、現住所地における電気及びガスの使用状況その他当選人の生活状況から、本件住所要件期間において、生活の本拠は現住所地であったと客観的に認められ、これを覆す証拠もないため。</p>

**【西垣弘志氏の当選の効力に関する異議の申出に対する決定】**

- 1 **決定内容** 本件異議申出を棄却する。
- 2 **決定日** 令和5年8月4日
- 3 **異議申出人** 三木市大村 648 番地 栗田光雄

**4 異議申出の趣旨**

令和5年4月23日執行の三木市議会議員選挙の期間中、当該選挙の当選人である西垣弘志（以下「当選人」という。）の親族が物品（自身が栽培した野菜）の供与を行ったこと及び投票日当日に、投票所敷地内において当選人以外の者が投票依頼を行ったことについて、選挙の趣旨に則り当選人の当選を無効とする決定を求める。

**5 決定の理由**

判例によれば、公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法（以下「法」という。）のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、選挙管理委員会は、これを審理判定する責務権限を有しないと判示されている。

したがって、当選人でない者の選挙運動中の行為が法に違反することを理由として、当選人の当選を無効とすることについては、本委員会において判断すべきものではなく、仮に法に違反するものとしても、法第251条の2の規定により罪を犯し刑に処せられたときにその当選人の当選は無効となるものであって、当該行為が直ちに当選無効の原因となるものではないため。

また、本委員会は、申出人のいう本件選挙違反のごとき行為が、本件選挙を無効とする事由に当たるか否かについても職権で審理し、これには当たらないと判断したため。

**【審査の申立てについて】**

これらの決定に不服のある者は、決定書の交付日又は告示日から21日以内に、文書で兵庫県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。